

6.8.3 評価

6.8.3.1 工事の実施

1) 環境影響の回避・低減に係る評価

(1) 環境保全措置

① 土地の改変による個体の消失

事業の計画検討に当たり講じた環境保全配慮は、以下に示すとおりである。

- ・ 航空障害灯の設置工事に当たっては人力作業を基本とする。

上記の環境保全配慮を予測の前提として検討した結果、現状のまま生育可能となる重要な種の生育個体は航空障害灯の設置箇所の大部分のみであり、改変区域内において確認された重要な種のうち、ミヤコジマハナワラビ、ハンゲショウ、アカハダグス、ガラмпネムチャ、クサミズキ、ヒジハリノキ、イシガキカラスウリ、タイワンアシカキ、ツルラン、バイケイラン、テツオサギソウ、ヤエヤマクマガイソウ、コウトウシラン、アコウネッタイランの14種は、改変区域内の生育個体が消失することにより事業実施区域周辺の個体群が存続できないおそれがあると予測され、生育状況に及ぼす環境影響の程度が極めて小さいとは判断されない。このため、「事業実施区域周辺の重要な種の個体群の存続」を環境保全上の基本的な考え方とし、環境保全措置を以下のとおり検討した。

- ・ 可能な限り重要な種の生育個体を避けた航空障害灯のケーブルの布設

水岳、カタフタ山、タキ山東においては、多数の重要な種の生育が確認されていることから、航空障害灯のケーブルは、可能な限り重要な種の生育個体を避けて布設する。

- ・ 重要な種の移植

改変区域内の生育個体が消失することにより、事業実施区域周辺の個体群の存続に影響があると考えられる14種は、工事着工前に生育環境に適した土地へ移植する。

移植地は事業実施区域内、ゴルフ場残地内及び事業実施区域近傍の公有地内から、現在その種が生育している植生と可能な限り同一で、現在の生育箇所から距離が近い場所を選定した。なお、事業実施区域近傍の公有地内の場合、可能な限り保安林または森林区域の中であることを前提とした。また、これらの条件に該当する適地が存在しない場合、新たに生育環境を創出し、そこへ移植を行う。

移植は造成工事の工事年次を考慮して行う。また、移植手法については事例があるものは移植事例を参考とし、ないものは繁殖方法や生態などを考慮し、現段階で可能と考えられる手法とする。

- ・ 生育株への進入防止柵設置

重要な種の移植の項目で記載したとおり、移植は造成工事の工事年次を考慮して行うものとしていることから、後年次の改変区域内に生育する重要な種の生育個体について、作業員による踏圧や建設機械の誤進入がないよう、事業実施前に囲い等を行い、生育株の保護を図る。